

令和5年度
第1回 福島県消費生活審議会 議事録
福島県消費者教育推進地域協議会

令和5年11月15日(水)開催

福島県消費生活課

1 日 時 令和5年11月15日(水)

午後 1時30分 開会

午後 3時 5分 閉会

2 場 所 福島県消費生活センター研修室

3 出席委員 委員14名

消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会委員名簿

| | 氏名 | 職業・役職等 | 備考 |
|--------------|--------|---|-------|
| 学識経験者 | 中里 真 | 福島大学准教授 | 出席 |
| | 加藤 亮 | 会津大学短期大学部講師 | オンライン |
| | 鎌田 真理子 | 医療創生大学教授 | 出席 |
| 法曹関係者 | 倉茂 洋一 | 司法書士 | オンライン |
| | 湯浅 亮 | 弁護士 | 欠席 |
| | 吉野 秀信 | 弁護士 | 出席 |
| 消費者団体 NPO | 佐藤 一夫 | 福島県生活協同組合連合会代表理事長 | オンライン |
| | 北原 康子 | 福島県消費者団体連絡協議会副会長 | 出席 |
| | 和田 秀子 | 一般財団法人福島県婦人団体連合会理事 | 欠席 |
| 消費者代表 | 氏居 俊夫 | (公募委員) | 出席 |
| | 渡邊 律子 | (公募委員) | 出席 |
| 事業者団体 | 金子 市夫 | 福島県商工会連合会専務理事 | 出席 |
| | 伴 多恵子 | 株式会社ヨークベニマル サステナビリティ推進プロジェクト総括マネージャー (日本チェーンストア協会東北支部) | 欠席 |
| | 鈴木 ハル江 | J A 福島女性部協議会会長 | 欠席 |
| | 根本 誠三郎 | 福島県すし商生活衛生同業組合理事長 (福島県生活衛生同業組合連絡協議会) | 欠席 |
| | 亀岡 まゆみ | 福島商工会議所女性会副会長 | 出席 |
| 福祉関係者 | 佐藤 正紀 | 福島県社会福祉協議会事務局地域福祉課主幹 (兼) 避難者生活支援・相談センター長 | 出席 |
| | 安部 正夫 | 福島県民生児童委員協議会副会長 | 出席 |
| 学校・教職員 | 渡部 正晴 | 福島市立吾妻中学校長 (福島県中学校長会) | オンライン |
| | 半谷 佳之 | 福島県立川俣高等学校長 (福島県高等学校長協会) | 欠席 |

4 事務局

| | |
|-------------|-----------|
| 生活環境部政策監 | 星 正 敏 |
| 消費生活課長 | 國 分 亮 子 |
| 主 幹 兼 副 課 長 | 千 葉 弘 信 |
| 主 幹 | 遠 藤 奈 緒 美 |
| 主 任 主 査 | 伊 澤 由 美 子 |
| 主 査 | 高 野 陽 子 |
| 主 事 | 佐 藤 仁 香 |

5 議 題

- (1) 消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会について
- (2) 消費者基本計画について
- (3) 本県の消費者行政の概要について
- (4) 消費者基本計画の指標の進捗状況について

6 概 要

(開 会 午後1時30分)

消費生活課 千葉主幹兼副課長

それでは、定刻となりましたので、只今より、福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会を開会いたします。

本日司会を務めさせていただきます、消費生活課主幹兼副課長の千葉と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、県民の皆様にも、公開することとなっておりますので御了解願います。

それでは、福島県生活環境部政策監の星より御挨拶を申し上げます。

生活環境部 星政策監

福島県生活環境部政策監の星でございます。

令和5年度福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会の開催にあたり、御挨拶申し上げます。皆様には日頃から、消費者行政の向上に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。また、本日は大変お忙しい中、本会場又はオンラインで御出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、今年度より、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行したことで、コロナ禍以前の生活を取り戻しつつある一方、コロナ禍における新しい生活様式の実践によって消費生活のデジタル化が加速し、一層浸透しつつあるなど、消費

者を取り巻く環境が大きく変化しております。県としましては、このような状況に適切に対応した消費者施策を推進することを目指し、令和4年度から7年度までの4年間を計画期間とする、「福島県消費者基本計画」に基づき、各種施策を展開しているところです。

多様な人々が安全・安心な生活を送ることのできるよう、あらゆる消費生活にきめ細かく対応できる施策を積極的に導入するとともに、これからは一人一人が自立した消費者として、周りの人々はもとより、国内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いを馳せ、社会の発展のため積極的に関わる消費者市民社会の実現を目指していく必要があります。

そのための取組のひとつとして、県では、人や社会・環境に配慮した消費行動である「エンカル消費」を実践する気運を醸成し、消費者の行動変容を促す取組を昨年度から実施しているところであり、自立した消費者の育成に引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

本日は、本県の消費者行政の概要や消費者教育の取組状況及び消費者基本計画の概要等について御説明申し上げますので、委員の皆様には、率直な御意見、御助言等を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

消費生活課 千葉主幹兼副課長

ここで今年度より、福島県消費生活審議会、並びに福島県消費者教育推進地域協議会委員に就任された皆様を御紹介いたします。

福島県商工会連合会専務理事の金子市夫委員です。

福島商工会議所女性会副会長の亀岡まゆみ委員です。

福島県民生児童委員協議会副会長の安部正夫委員です。

なお、金子委員におかれましては、石本委員の後任といたしまして、事業者の立場から、苦情処理部会委員をお務めいただきます。皆様どうぞよろしく願いいたします。

また、本日会場におきまして、福島大学准教授の中里委員、医療創生大学教授の鎌田委員、弁護士の吉野委員、福島県消費者団体連絡協議会副会長の北原委員、公募に選任されました氏居委員、同じく渡邊委員、福島県社会福祉協議会地域福祉課主幹兼避難者生活支援・相談センター長の佐藤委員、計10名の皆様に御参加いただいております。

さらにオンラインで本日も御参加いただけることとなっております。会津大学短期大学部講師の加藤委員、司法書士の倉茂委員、福島県生活協同組合連合会代表理事会長の佐藤委員、福島市立吾妻中学校長の渡部委員、計4名の委員の皆様、オンラインにて御参加いただいております。

なお、本日、所用により、弁護士の湯浅委員、一般財団法人福島県婦人団体連合会理事の和田委員、株式会社ヨークベニマルサステナビリティ推進プロジェクト総括マネージャーの伴委員、JA女性部協議会会長の鈴木委員、福島県すし商生活衛生同業組合理事長の根本委員、福島県立川俣高等学校長の半谷委員は欠席されてお

ります。

事務局の職員におきましては、御手元の出席者名簿のとおりとなっております。

本日の会議は、出席者14名で、委員の過半数が出席していますので定足数に達しており会議が成立することを御報告いたします。

審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料を御覧ください。資料は1、2、3、4まで4種類となっております。不足、乱丁等がございましたら、お声をかけていただければ、資料をお持ちします。

なお本日は、オンライン併用で開催いたしますので、会場の委員の皆様には、発言の際に必ずマイクを使用していただきますよう御協力をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。進行につきましては、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第25条により、「会長は審議会の会議の議長となる。」とされておりますので、中里会長に議長をお願いいたします。

中里会長

前日に引き続き、議長を務めさせていただきます。円滑な議事運営に御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日の議題についてですが、「消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会について」、「消費者基本計画について」、「本県の消費者行政の概要について」、「消費者基本計画の指標の進捗状況について」となっております。

皆様には、それぞれの立場からの御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議事録署名人の指名を行います。議長からの指名で御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

中里会長

御異議ないと認め、鎌田 真理子 委員、氏居 俊夫 委員を指名いたします。

それでは、議題(1)の「消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会について」に入ります。今回初めて委員になられた方がいらっしゃいますので、まず始めに、消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会について事務局より説明してください。

消費生活課 國分課長

(資料1により説明)

中里会長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑等がありましたら御発言願います。

今のところ御意見なしと認めます。

では、議題(2)の「消費者基本計画について」、議題(3)の「本県の消費者行政の概要について」、議題(4)の「消費者基本計画の指標の進捗状況について」に入ります。併せて事務局より説明してください。

事務局

(資料2、3、4により説明)

中里会長

ただいま事務局より多岐にわたる項目について丁寧な説明をいただきました。皆様それぞれ関心をお持ちの箇所が異なると思います。気になったところがありましたら、発言いただければと思います。

安部委員

先ほど苦情処理部会で処理した実績は昭和53年の1件のみということで、ここ40年以上実績がないとのことでしたが、資料3の19ページの令和4年度消費生活相談の状況に記載されているグラフを見みると、3,700件ほどの相談のうち3,300件ほど苦情が寄せられていることが分かります。これは、苦情処理部会にかけずにその前の段階で苦情が解決出来た、という理解でよろしいのでしょうか。

消費生活課 遠藤主幹

基本的に消費生活に係る相談そのものを「苦情」ということでカウントしており、これはどこに聞けばよいでしょうかなどの質問事項を「問合せ」ということで記録しております。安部委員の御発言のとおり、資料1の5ページの消費者苦情処理部会による苦情処理を行わなくとも、差し支えないのが現状です。

中里会長

御回答ありがとうございます。他に御質問等ございますか。

金子委員

同じく資料3の18ページの消費者風評対策事業の件でお尋ねします。ALPS処理水の海洋放出に関連して、浜通りの商工会への懸念が多くあったのですが、拍子抜けといいますか、応援してくださる方が多く、大変ありがたいのと同時に驚きが大きかったです。一方、他県の東北地方の商工会連合会によると、青森県産のホタテや宮城県産のナマコなど海外向けの高産物が売れなくなってしまい、むしろ他県などの海外輸出向けの高産物が大変影響を受けたというような話を聞きました。これまで震災が起きてからこういった事業を継続して行う中で、その現状や変化について教えていただきたいです。

消費生活課 伊澤主任主査

ALPS処理水の海洋放出に関連して、震災直後のようにまた様々な風評が蔓延するのではないかと心配しながら事業を実施してきたところでもございました。現状、金子委員の御発言のとおり、福島県をむしろ応援してくださるお声を非常に多くいただいております。しかしながら、放射能の実態や福島県が講じてきた対策、検査体制、また今でもそういったものを続けているという現状については、他県の方々の理解があまり進んでいません。

そのため、モニターとして福島県に来ていただくことで、農業総合センターで検査をしている様子や、漁協さんが魚を切り刻んで検査をしている様子を実際に見ていただいたり、県外に赴いて福島県の現状を伝えたりすることは非常に効果的であ

ると考えております。こういった取組から、放射能に関する正しい情報を引き続きお伝えしていきたいです。

中里会長

御回答ありがとうございます。では、挙手いただいている鎌田委員、御発言ください。

鎌田委員

ありがとうございます。

お話しいただいた放射能の問題について、私の大学で漁業組合の方などに来ていただいた際に、水産物の放射性物質について非常に厳しい検査をしていること等を具体的な数値と共に御説明いただきました。また、関東圏におけるショッピングモール等での「常磐もの」の販売が好評であることを踏まえると、これまでの取組の努力がこうした結果につながっていると思います。

私からも質問がございます。これからは、病院や入居施設からの退院・退所を通じて高齢者や障がい者が地域生活移行をするという流れの中で、地域で判断力のない方が増加するという旨の説明が事務局よりありました。一方で、資料2の第3の基本理念の「県民だれもが」、「自立した消費者」という表現について、判断力のない方が増えていくにも関わらず、少し自己責任を強調しているように感じられました。ただ、同理念の「目指すべき社会の実現に必要な視点」には「消費者の個性や多様性への配慮」という記載もあるので、自己責任感を和らげるサポート的な表現と判断してよろしいでしょうか。

それからもう1点、資料3の14ページの「消費者の安全確保」「イ 高齢者の消費者被害防止」の消費者安全確保地域協議会、いわゆる見守りネットワーク会議について、設置があまり進んでいないと御説明いただきました。

今後、地域共生社会に向けて行うサポート体制として、重層的支援を敷いていく必要があるのですが、重層的支援には消費者問題の対応も内包されています。

福祉においては、基礎自治体の実力が落ちつつあり、福島県の重層的支援もあまり進んでいないという現状がありますが、地域で様々な計画を行い、サポート体制も整い、そして重層的支援というものが構築されれば、消費者安全確保地域協議会等の見守り体制も、ビルトインされてくると予測をしております。この件に関して、事務局の見立て等の御意見を伺いたいです。

消費生活課 國分課長

まず1点目の御質問に関して、解釈が難しいところではございますが、自己責任論的な考え方ではございません。また、消費者安全確保地域協議会の設立及び運営は、「自立した消費者」としての働きを担保するものとして、大きな作用をもたらすと考えております。

そして、2点目の御質問にも絡んできますが、高齢者や障がい者などが消費者トラブル被害に遭わないために地域でみんなで見守っていきましょうというのがこの協議会の設立の一つの目的であると考えているため、現在県の保健福祉部の高齢福

祉課や障がい福祉課等と、連携を図ろうと検討しているところでもあります。恐らく市町村において、民生児童協議会であったり、高齢者のための部会であったり、何かしら既に福祉関係の組織があると思うので、そこにさらに消費者問題の視点も加えた組織を整備していただきたいと考えております。ですので、まず当課と保健福祉部で、どのような形であれば消費生活の側面も兼ね備えた見守り組織として機能できるかということ話し合い、ある程度方向性が定まった結果を市町村に情報を共有することで、それぞれ新たに組織を作るだけでなく今ある組織を補って強化し、高齢者や障がい者をサポートできるような体制を構築していきたいです。

中里会長

御回答ありがとうございます。私、消費者法を専門としておりますので、補足的な説明をいたします。資料2の県の消費者基本計画は、国の基本計画を参考に作られているという説明がありました。国の基本計画の中で「自立した消費者」という文言が出てまいりまして、県の基本計画の表現は、それにならったものだと理解しております。この「自立した消費者」というのは、それだけ見ると自己責任論に近いようなものと理解されがちで、実際私も国の基本計画に関わっていた方に直接、これは自己責任論ではないのかと申し上げたことがあるのですが、それは趣旨が違うということを明確に御指摘いただいておりますので、同様の御理解でいいと思います。

つまり、これまで、訪問販売法や参入・勧誘規制といった保護行政が中心だったのですが、そのみでは十分に救い切れない消費者がいるということです。その人たちが立ち上がって何か権利を主張したときに、十分にサポートできるような制度をつくらなければいけないということで、2000年代に考えられたものが消費者契約法や訪問販売法（今でいう特商法）です。このように民事的なサポートを行う必要があるということが背景の一つでございます。ですので、自立という言葉があるからといって自己責任論には至らないというのが1点。

それから2点目、消費者の個性や多様性への配慮について。現在、市場から障がいのある方を排除することはあってはならないという世界的な潮流があります。

例えば成年後見法などで、包括代理というようなことはすぐやめるべきだと勧告されており、本人の意思を十分に確認をして、仮に本人に不利益があったとしても、本人が望んでいることをサポートするのが1番正しい形だという流れになっています。これは賛否両論ある考え方で、民法の学者としては、そのようなことをして被害を拡大してしまったらどうなんだという気持ちがあります。しかし、本人の意思を無視して、家族の利益のために本人が犠牲になるということはあってはならないので、当事者への配慮、それから自立という意味合いが内包されているといった考え方は、先ほどの見守り制度とかなり接合するところになると思いますし、今ある制度を活用することで整備づくりにもつながってくると思います。

鎌田委員

ありがとうございます。ただいま先生から2点目に御指摘いただいた、多様性や個別性の配慮について、自己決定を尊重するということがここに書き込まれているから、そういう意味であるということは、理解をして確認をいたしました。少し失敗をしても、意思決定支援で、本人の意思を尊重して消費活動にもそういう動きを反映させようということが、この表現であるということを理解いたしました。ありがとうございます。

中里会長

ありがとうございました。他に御質問等ございますか。

亀岡委員

はい。商工会議所女性部の亀岡と申します。

資料3の6ページの「消費者教育」についてですが、やはりこれから若年者向けの消費者教育というのは非常に大切になってくると思います。そのような中で、消費者庁による「社会への扉」の配布形態が冊子からデータのダウンロードという仕様に変化したところ活用減になったという説明がありましたが、それに際して「社会への扉」について教材復活などの申し入れなどはなさっているのでしょうか。

消費生活課 國分課長

これが実際の「社会への扉」というパンフレットです（実物を提示）。このパンフレットが令和3年度までは各高校の生徒一人一人に配付されておりましたが、消費者庁の意向によりダウンロード方式になったことで、恐らく全国的に活用率が下落気味になっているのではと考えております。御指摘いただいた消費者庁への申し入れについても、今後検討していきたいです。

ただ消費者庁がダウンロード形式に移行した背景には、予算的な事情があったり、高校生には1人1台タブレットが配付されていたりする現状があると思うので、県としても、教育庁と連携しながら現状に沿った対策を今後講じていきたいと考えております。

中里会長

ありがとうございました。非常によく出来た資料ですので、もし御覧になったことのない委員の皆様は「社会への扉」を一度確認いただければと思います。

工夫の余地があるとすれば、この「社会への扉」にアクセスするまで手間がかかるという事情があります。「社会への扉」の存在を知っていれば、ワードを検索して消費者庁のホームページからダウンロード、知らない場合は消費者庁のホームページから、教育のポータルサイトに飛んで、その中の「社会の扉」というところからダウンロードというのは、もしかしたらハードルがやや高いかもしれません。

ですので、高校の先生などにアクセスについてお知らせをして、ここからダウンロードしてくださいという部分までは県がサポートできる場所かと思えます。教育庁等と連携して積極的に活用していただけると嬉しいです。

他に質問等ございますか。

渡邊委員

私の家に柿の木があって、放射能検査をしてから、隣近所など欲しい方に柿を差し上げるということを毎年やっております。その検査ができる場所が大分前の広報誌には載っていたのですが、たまたま今年連絡したらやっているとされてしまい、その検査を実際行っている場所が分かりませんでした。こうした検査の現状や広報状況についてお伺いしたいです。

消費生活課 伊澤主任主査

各市町村で窓口を設置しておりますが、やはり小さい市町村であると、年に数回ほどしか持ち込みがないため、機械の場所や、検査員の配置等が難しいという問題がございます。ここ最近窓口が減少している傾向がございます。また市町村によって、「今年からこの場所では検査をやりません」というような細やかな広報が難しく、御不便おかけしているかと存じます。

なお、県の消費生活センターの窓口では、お電話で事前に予約いただければ検査ができる体制を敷いておりますので、御利用いただければと思います。

消費生活課 千葉主幹兼副課長

やはり消費の安心安全が地域の声として、まだ不安な面があるという証拠だと思っておりますので、やり方は今後検討いたしますが、消費生活審議会の委員の方から御意見がありましたということで、改めて各市町村に連絡をしたいと思っております。安心が担保できるような体制を引き続き構築していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

中里会長

他に御意見等ございませんか。

鎌田委員

資料3の16ページの「食の安全安心推進事業」について、食品成分表示で遺伝子組換えについて等細かな表示が無くなったことで、納豆を買うときに心配になってしまい、食の安全どころか不安材料になっています。消費者法等で決まっているかと存じますが、なぜ後退してしまったのか、食品表示等について、御存知であれば教えていただきたいです。

消費生活課 伊澤主任主査

食品表示法が改正されたことにより、体制として生産や加工をしている業者さんに対しての判断は非常に厳しくなったと聞いております。表示上、今までよりも簡素になった分、少しわかりにくい表現となり、不安が生じてしまうと思っておりますが、検査も強化されてそれに準じた適正な表示をするというのが、法改正の趣旨だと認識しております。

中里会長

仰るとおり、法律が変わったから表示しなくなったという点もございますが、これまでは遺伝子組換えでないと表示されていても、数%混在していたものまで遺伝子組換えではないという表示がなされていたという事情もございます。

つまり、これまでの表示がそもそも不正確であったということが認識されていて、むしろ法改正により管理を徹底して行くことで、表示の制限等も変わったといった経緯だと思いますので、安全性をないがしろにして表示をなくしたという趣旨ではないということです。しかし、法改正時にも、消費者団体等から不安の声があったということは事実で、果たしてこのままでいいのかという問題意識は皆さんお持ちなのだと思います。遺伝子組換えの技術はかなり進んでいる一方で、厳密かつ明確に「これが遺伝子組換えである」というような表示が難しいといった事情もあるようです。これは、とても難しい問題です。

中里会長

他に興味・関心のあることや、御質問等ございませんか。

佐藤委員

資料3の26ページの「消費生活無料法律相談」、ファイナンシャルプランナーによる生活再建の相談という箇所について質問です。相談体系として、これは協会等へ依頼し、そこで対応可能なファイナンシャルプランナーが行っているのでしょうか。

また、困窮する世帯というのが最近大変多くなってきておりますが、生活再建が難しいような世帯に対して、福祉サイドにつないだような実績はあるのでしょうか。

最後に、同じく資料3の28ページの広域連携について、実態についてもう少し具体的にお教えいただきたいです。大きい市などがその連携地域を担って周辺町村等をカバーしているのでしょうか。

消費生活課 遠藤主幹

消費生活無料法律相談は、基本的に弁護士や司法書士の方に御協力いただいております。相談によってその後プラスアルファの部分でファイナンシャルプランナーの方を御案内することがございます。また、協会ではなく、個人で活動をされているファイナンシャルプランナーの方に委託をしております。

なお、福祉サイドにつなぐということについて、あくまで消費生活という枠組みで相談を受け付けているため、積極的にしているわけではありませんが、ファイナンシャルプランナーに限らず福祉関係につないだ方がよいのではないかという事例に関しては、相談内容によって情報提供することもありますし、逆に社会福祉協議会などから、見守り活動をしている中で職員の方から御相談いただくこともあるので、臨機応変に対応しております。

広域連携について、消費者庁の呼びかけで始まった当時は、国の交付金等もあり、連携して窓口を作るというのが施策の大きな一つでございました。

なかなか小さい町村で単独で窓口を設立するというのは厳しい部分があるため、そういった地域をサポートするのが広域連携という仕組みです。例えば、南会津地方において、「広域連携検討中」の紫色がついているのは、当初広域連携を県として想定していたのですが、やはり町内ワンストップで行いたいという御意見をいただいているといった現状もございます。このように、市町村によって運営の展望は異なりますので、それぞれの実情や地域の声を聞きながら、引き続き実施していきたい

です。

中里会長

広域連携の形としては、窓口を大きな市に一つ設けるという方法や、相談員さんを市町村に派遣するような形で連携する等、地域の実情に合わせて運営されているといったイメージでよろしいでしょうか。

消費生活課 遠藤主幹

はい。仰るとおりです。

中里会長

少し時間が超過してしまいましたが、どうしても述べておきたいという御意見等がございますか。

(意見なし)

よろしいですか。ありがとうございます。

以上、活発な御意見等いただきましてありがとうございます。

本日の審議会の内容として、特に私が印象に残った部分を最後に発言をさせていただきます。

若年層への消費者被害に関して、消費者教育が大事だということで、「社会への扉」の活用に関して御指摘がございました。なかなか紙等での活用が難しいという内容でございましたが、例えば、各高校等にQRコードとして情報提供し、そのままダウンロードできるような形であれば、さほど費用をかけずとも資料にアクセスでき、先生方への負担が減るかなとお話を伺いながら思いました。資料に関して、活用しやすい施策を県で検討いただければと思います。

また、若年層はインターネット等の被害が多いという御紹介もありましたので、この点は、積極的に対応いただきたいと思います。

それから今日のお話の中では、福祉との連携という部分、自立支援という点や、現状ある福祉サービスとの連携というところが特に意見として頻出したと認識しております。これに関しては、施策が複雑かつ多岐に渡るので、一足飛びに解決するわけではありませんが、引き続き、県の内部機関等と連携しながら、解決に向けて御助力賜ればと思います。

そして、震災復興関連に関しての消費者の不安というのはまだまだ大きいということが、この審議会での議論からも確認出来たと思います。検査件数につきましても、数が減ってくると、行政においてはリソースの配分の問題もあって、県全体を満遍なくカバーするということは難しいかと思いますが、少数を切り捨てるということではなく、県政あるいは市町村との密な連携をお願いしたいと思います。

本日の審議会での質疑応答の結果としては、以上が主な論点であったと認識しております。

では、委員の皆様からの質疑応答以上といたしまして、事務局から何かございませんでしょうか。

事務局

ございません。

中里会長

では、以上で審議を終了させていただきます。各委員の皆様、円滑な御審議に御協力いただき、ありがとうございました。

消費生活課 千葉主幹兼副課長

長時間の御審議、お疲れ様でした。

本日いただきました御意見、御提言については、今後の県の消費者行政に役立ててまいりますので、引き続き御協力よろしく願いいたします。以上で閉会いたします。出席の委員の皆さん、オンラインでの参加の皆さん、ありがとうございました。

(閉 会 午後3時 5分)

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名捺印する。

令和 6 年 1 月 23 日
議 長

中里 真



令和 6 年 1 月 16 日
署 名 委 員

鎌田真理子



令和 6 年 1 月 6 日
署 名 委 員

氏居 俊夫

